

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

1. 目的

全国で排出される使用済みの自動車は、年間約400万台にも登ります。

これらの使用済自動車は、解体業者や破砕業者などで、およそ80%は中古部品や資源としてリサイクルされますが、最終的に廃棄物である20%のシュレッダーダストが残ります。このシュレッダーダストの処理費の高騰や不法投棄による環境破壊など、これまでのリサイクルシステムはうまく機能しない状況に陥りつつあります。このため、自動車メーカーを中心とする関係者による新たなリサイクル制度を構築することが必要となりました。

※シュレッダーダスト：自動車を破砕し、金属類を収集したあとに出るゴミ

2. 制度の概要

(1) 事業者の義務

自動車メーカー・輸入業者などは、使用済みとなった自動車のシュレッダーダスト・エアバック類・フロン類を引き取ってリサイクルする義務を負います。

また、関連事業者は全て都道府県知事及び保健所設置市長の登録又は許可制となり、役割分担の下、一定の行為義務を負います。

(2) リサイクル料金

シュレッダーダスト・エアバック類・フロン類の再資源化等に必要な費用は、新車登録時、継続検査時又は廃車時に自動車の所有者が負担することになります。車種別の費用額は、自動車メーカー等のホームページ上で公開されます。

リサイクル料金は、資金管理人(財)自動車リサイクル促進センターが適正管理します。

(3) 対象となる自動車

自動車リサイクル法は下記のものを除く全ての自動車が対象になります。

<対象外の自動車>

被けん引車・二輪車・大型特殊車・小型特殊車・その他省令で定めるもの(農業機械・林業機械・レース用車両など)

(4) 情報の流れ

電子マニフェスト(移動報告)制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムを構築し、パソコン等からインターネット上で接続して、マニフェスト情報を一元的に管理します。

(5) 施行スケジュール

平成14年7月	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)成立
平成16年7月1日	法律第二段階施行(許可制度の開始)
平成17年1月1日	本格施行(行為義務、リサイクル料金等の預託義務等が発生)